

ID: 156

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市草地条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【根拠条文】 (利用の承認) 第4条 草地を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、規則の定めるところにより、市長の承認を得なければならない。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (利用資格) 第5条 草地を利用することができる者は、市内に住所を有し、かつ、自ら肉用牛の飼育を行っている者とする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日